

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録については、平成3年4月から同年7月までは32万円、同年8月から4年7月までは36万円、同年8月から5年3月までは44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から5年4月1日まで

私は、昭和55年8月から平成8年12月まで、A社が運営する施設で勤務した。ねんきん定期便では、同社で勤務していた期間のうち申立期間の標準報酬月額について、9万8,000円と通知されている。本社から給与減額等の話を聞いたこともなく、厚生年金保険料も従来どおり控除されていたはずなので、記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成3年4月から同年7月までは32万円、同年8月から4年7月までは36万円、同年8月から5年3月までは44万円と記録されていたところ、5年3月29日付けで3年4月1日に遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、平成3年11月分給与明細書を保管しており、同給与明細書によると、訂正前の標準報酬月額（36万円）に見合う給与額が支払われ、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、オンライン記録において、複数の者が、申立人と同日又はその翌日付けで、標準報酬月額の遡及訂正が行われていることが確認できる上、A社に係る滞納処分票によると、同社は、申立期間当時、多額の社会保険料を滞納し、同社の役員が再三社会保険事務所を訪れ、納入方法や納付時期について相談していたことが確認できる。

さらに、申立人は、「私は、申立期間当時、B施設のC業務担当であったが、給与や社会保険等の事務的な仕事はしていない。」旨供述しているところ、A社に係る商業登記簿によると、申立人は同社の役員ではない上、B施設で勤務していた複数の同僚は、「給与の計算や社会保険関係の事務は、本社でしていた。申立人は施設の現場の仕事をしており、B施設での事務的なことは、事務所の事務員がしていた。」旨供述しているほか、滞納処分票に記載されている内容から判断すると、申立人は当該遡及訂正に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成5年3月29日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、3年4月から同年7月までは32万円、同年8月から4年7月までは36万円、同年8月から5年3月までは44万円と訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を23万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月16日

私は、平成8年9月から18年3月までA社で勤務しており、17年12月の賞与から厚生年金保険料が控除されているが、これに係る厚生年金保険の記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

A社から提出された給与台帳（賞与）から、平成17年12月16日付けで、申立人が、24万円の賞与の支払いを受け、当該賞与額に見合う標準賞与額（24万円）より低い標準賞与額（23万5,000円）に見合う厚生年金保険料控除額（1万6,721円）を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

したがって、申立人に係る標準賞与額については、保険料控除額に見合う標準賞与額から、23万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立ての賞与に係る支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により

消滅した後に提出し、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年7月23日については25万円、17年12月23日については68万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月23日
② 平成17年12月23日

私は、昭和60年7月から平成23年3月までA社で勤務しており、16年7月及び17年12月の賞与から厚生年金保険料が控除されているが、これに係る厚生年金保険の記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年及び17年の支払賞与明細書並びに源泉徴収簿から、申立人は、申立期間①については25万円、申立期間②については68万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立ての賞与に係る支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月31日から同年2月1日まで

私は、昭和44年4月1日から48年1月31日までの期間においてA市町村にあるB社（現在は、C社）に勤務したが、厚生年金保険の記録では、資格喪失日が同年1月31日とされているので、資格喪失日を同年2月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は、B社に昭和44年4月1日から48年1月31日までの期間において継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録において、B社で昭和43年4月から47年12月までの期間に厚生年金保険被保険者資格を取得し、47年から49年までの期間に同資格を喪失した同僚で、申立人と同じく資格喪失日が月の末日となっている者29人のうち、雇用保険の記録が確認できた19人の離職日を見ると、離職日が月の末日である者が11人、月の末日の1日前である者が5人、これ以外の日である者が3人となっていることが確認できる。

一方、B社で上記と同期間に厚生年金保険被保険者資格を取得し、喪失している同僚で、資格喪失日が1日付けとなっている者7人は、同日付けで同社又は他社で同資格を再取得していることが確認できる。

また、上記同僚のうち、厚生年金保険の資格喪失日及び雇用保険の離職日が月の末日となっている者10人に照会したところ、回答の得られた7人は、いずれも給与明細書を保管しておらず、退職月に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、C社は、「申立人の申立期間当時の資料が無いため、厚生年金保険料の控除及び納付については不明である。」旨回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。